



医療機関でピロリ菌検査が受けられます

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

ピロリ菌(ヘリコバクター・ピロリ)は、細菌の一種で、感染していると胃がんなどの病気を発症する原因となることがあります。血液や尿の検査でピロリ菌感染の有無を調べることができます。

実施期間

4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

対象者

検査日時時点で40歳以上の人が対象です。
※次に該当する場合は対象外です。
・明らかに上部消化器症状があり、胃や十二指腸潰瘍が強く疑われる
・食道、胃、十二指腸で治療中である

・胃や十二指腸の手術歴がある

・腎不全と診断されたことがある

・過去にピロリ菌検査を受けたことがある

■自己負担額 千円

実施方法

血液検査または尿検査(抗体検査)
※医療機関によって実施方法が異なります。

■申込方法 健康・保険課に電話で申し込んでください。受付後、申請書と説明文を郵送します。申請書を受け取ってから医療機関に予約をしてください。

令和元年度に受診した人の陽性率は21.1%でした。この機会にぜひ受診し、自身の健康づくりに役立てませんか。



町指定医療機関

河野内科クリニック	東熊本第二病院
菊陽あきたクリニック	ふじおか内科
菊陽中部クリニック	本多内科胃腸科医院
熊本リハビリテーション病院	宮原内科皮膚科医院
仁誠会クリニック光の森	武蔵しもむら医院

※ピロリ菌に感染していた場合の除菌治療は、自己負担となりますのでご注意ください。

※保険診療で除菌治療を行う場合は、胃カメラの検査を受ける必要があります。ご了承ください。



毎年1回はお口の健康チェック！ 歯科口腔健診で病気予防

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

体の健康と合わせてお口の中の健康を保っておかないと、口腔機能が低下するだけでなく、歯周病や動脈硬化などの全身的な病気にかけやすくなり、要介護状態まで進んでしまう恐れがあります。

この機会にお口の健康チェックをして、病気予防に努めましょう。

■期間 5月～令和3年2月末

■場所 町内の委託医療機関(要予約)

■対象者 後期高齢者医療制度加入者

■内容 歯と歯周の健診

■申込方法

健康・保険課に電話で申し込んでください。後日受診券をお送りします。

■費用 400円

※介護施設などの入所者は受けられません。



安心して医療を受ける お医者さんのかかり方

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

みんなが安心して医療を受けられるように「適正な受診」について考えてみませんか。

■かかりつけ医をもつ

かかりつけ医を身近に見つけ、気になることがあったら早めに相談してください。

■休日・夜間診療は医療費も高い

軽い症状の場合は診療時間内に受診しましょう。休日や夜間診療は医

療費も高くなります。

■ジェネリック医薬品の活用

先発医薬品よりも費用が安く済みます。利用について相談してみましょう。

■お薬手帳の活用

薬は飲み合わせて副作用が強くなる場合があります。お薬手帳を活用し、既に処方されている薬を伝えることが大切です。

4月～令和3年3月に40・50・60・70歳になる人へ

歯周疾患検診を受けましょう

歯周病を予防するためには、正しい歯磨きの方法を身に付ける必要があります。歯周疾患検診を受けて自分の歯磨きを見直しませんか。

歯周病とは

歯周病には、歯肉炎と歯周炎があります。歯に歯垢がたまり、繁殖した細菌によって歯肉が炎症を起こした状態が歯肉炎です。歯肉炎が進むと、歯と歯肉の間に隙間ができてぐらぐらしてきます。これが歯周炎です。歯周病は歯の生活習慣病とも呼ばれ、30歳代から患者数が増加します。40歳代になると、8～9割の人が歯周病にかかっており、歯が抜けてしまう人も見られるようになります。

毎日の歯磨きを見直そう

毎日、歯磨きをしていても、虫歯や歯周病の原因である歯垢は、完全に除去する事は困難であり、正しい歯磨き法を身に付けることが不可欠です。歯垢で固まった歯石は、歯ブラシだけでは取り除けません。この機会に歯周疾患検診を受けましょう。

歯周疾患検診

■期間 4月中旬～12月末

■対象者

40歳(昭和55年4月2日～昭和56年4月1日生)
50歳(昭和45年4月2日～昭和46年4月1日生)
60歳(昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生)
70歳(昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生)

※対象者には、4月中旬に個別通知します

■場所 委託医療機関(要予約)

■料金 700円(町負担額2,966円)

■内容

歯と歯周の検診、検診結果の説明、歯科保健指導

■問い合わせ

健康・保険課 保健予防係

☎(232)4912

人間ドック費用を一部助成します

■対象者(次の全てに当てはまる人)

- ・申請日時時点で30歳以上の人
- ・納期限到来分の国民健康保険税または後期高齢者保険料の滞納がない人
- ・ドック実施日まで菊陽町国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している人

■申込方法

・3月下旬にお送りしている「健診・人間ドックのご案内」に同封の申請書で申し込んでください。

※保険証と印鑑を持参してください。

※申請書は健康・保険課と西部支所にもあります。

■助成金額

健診1コースにつき25,000円
(1人1コースまで助成)

■申し込み先 健康・保険課または西部支所

■申込期限 5月29日(金)

■申し込み・問い合わせ

健康・保険課 国民健康保険係

☎(232)4912

戦没者などの遺族の皆さんへ

第11回特別弔慰金を支給します

戦没者などの死亡当時の遺族で、4月1日に「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける戦没者の妻や父母などがない場合に、特別弔慰金を支給します。

■支給対象者 次のいずれかに当てはまる人

① 4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

② 戦没者などの子

③ 戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係があるかなどの要件を満たしているかで順番が変わります。

④ ①～③以外の戦没者などの三親等内の親族

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係がある人に限ります。

■支給金額 額面25万円、5年償還の記名国債

■申込期限 令和5年3月31日(金)

■申し込み・問い合わせ

福祉課 地域福祉係

☎(232)4913